**令和４年度　第２回大阪府障がい者自立支援協議会**

**ケアマネジメント推進部会**

**日時：令和５年３月１４日（火曜日）**

**１６時１５分から１８時まで**

**場所：ウェブ会議システムにて開催**

○事務局

　ただいまから「令和４年度第２回大阪府障がい者自立支援協議会ケアマネジメント推進部会」を開催させていただきます

　私は本日の司会進行を務めさせていただきます事務局の障がい福祉室地域生活支援課の柚木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

　はじめに、大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課長の高橋より、ご挨拶をいたします。

○事務局

　ただいま紹介のありました、大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課長の高橋です。本日はよろしくお願いいたします。

　「令和４年度第２回大阪府障がい者自立支援協議会ケアマネジメント推進部会」の開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

　今年度は、「市町村における相談支援体制の再構築」を検討テーマとして、第１回では、「障がい者の地域移行を支えるための相談支援体制」について、ご議論いただきました。

　皆様からは、地域資源に繋げる計画相談支援がまずは必要であり、合わせて地域資源の充実・強化、ネットワークを構築する協議会との連携が図られる相談支援体制の整備が必要などの貴重なご意見をいただき、大阪府自立支援協議会にご報告させていただいたところです。

　協議会においてご議論いただいた内容については、提言書として近日、大阪府ホームページに掲載予定でございます。

　さて、ご承知のとおり、先般、障害者総合支援法の改正により、地域生活を支える相談支援体制については、基幹相談支援センターの設置の努力義務化、その役割が追加、明文化されました。

　本日は、第１回のご意見や法改正の趣旨を踏まえ、市町村の相談支援の機能を発揮するための各相談基幹の役割、特に基幹相談支援センターの果たすべき役割や自立支援協議会との連携体制、また、相談支援従事者の育成や確保等について、忌憚なくご議論いただくことをお願い申し上げまして、簡単ではございますが、私からのご挨拶とさせていただきたいと思います。

　どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局

　それでは、本日ご出席の委員の皆さまを、部会長と委員氏名の５０音順で、ご紹介させていただきます。

　関西福祉科学大学　社会福祉学部社会福祉学科、准教授の小口将典委員でございます。

　門真市　保健福祉部、障がい福祉課長の木本吉則委員でございます。

　社会福祉法人東大阪市社会福祉事業団、基幹相談支援センター所長の児玉祐子委員でございます。

　特定非営利活動法人サポートグループ　ほわほわの会、代表理事の宮﨑充弘委員でございます。

　現時点で、本日は、４名の委員がご出席されておりますので、本部会運営要綱の第５条第２項の規定により、出席委員が過半数に達しており、会議が有効に成立しておりますことを、ご報告申し上げます。

　続きまして、事務局ですが、地域生活支援課及び障がい者自立相談支援センターの担当職員が出席させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

　なお、本会議は、大阪府会議の公開に関する指針及び本部会運営要綱第９条の規定に基づき公開とさせていただきます。

　では、議事に入らせていただきます。

○事務局

議題１「市町村における相談支援体制の再構築について」、ご説明させていただきます。

資料の１ページは、第１回の部会でお示しした資料と同じもので、本部会における検討の背景、方向性、検討テーマについて、記載しております。

　前回は、テーマ１をご議論いただきました。本日は、テーマ２「市町村の相談支援の機能を発揮するために」、テーマ３「これからの人材育成と確保のために」の２つのテーマについて、ご議論いただきます。

　下段には、今後のスケジュールを記載しておりますが、前回は、令和５年度末までを目途に議論の取りまとめを予定しておりましたが、市町村の次期障がい者計画の策定の参考としてもらうために、大阪府の考え方を８月から９月に示す必要があることから、本部会からの提言につきましては、その前にいただきたいということで、部会の開催時期や提言のとりまとめの時期を、早めさせていただいておりますので、ご了承ください。

　資料１の２ページについて、ご説明します。２ページは、前回の１２月５日にご議論いただいた振り返りとなります。

　テーマ１「障がい者の地域移行を支えるための相談支援体制」についてです。

　まずは、「地域移行」を切り口としまして、論点１「入所者全ての計画相談支援を導入する体制の整備について」、論点２「入所者が地域で生活するための環境や支援者のモデルづくり」について、ご議論いただきました。

　委員の皆さまからいただいた主なご意見としまして、取りまとめております。１つ目が相談支援体制（各基幹相談支援センター）の課題についてです。

　こちらについては、計画相談支援等の他業務に労力が取られている等の理由により、地域移行を行う指定一般相談支援事業者が地域移行計画の策定できていない、また、基幹相談支援センターが本来の役割を遂行できておらず、遂行するためには行政の後押しが不可欠である。また、距離的課題などから、基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、指定特定相談支援事業者の役割分担を徹底したうえで連携できる体制が必要であるとのご意見がありました。

　２つ目は、自立支援協議会との連携、活用にかかる課題についてです。

　地域で生活していくためには地域資源に繋げる計画相談支援が必要で、そのネットワークを構築する自立支援協議会との連携が必要ですが、自立支援協議会の形骸化や、地域資源の不足、相談支援専門員の力量等の課題があり、有効に機能していない部分がある。

　また、相談支援が自立支援協議会と繋がっていない状況は、バーンアウトになるリスクも高く、支えあう体制や人材育成の観点からも自立支援協議会との連携は欠かせないことから、自立支援協議会の活性化と連携が必要であるとのご意見がありました。

　３つ目の、地域資源の改善、開発の必要性についてです。

　グループホームや居宅、ヘルパーステーション、日中活動等の各地域資源が重度の方を支えることができる支援力の向上が必要である。外部からのスーパーバイザーも有効的である。

　また、各事業所が孤立せず、地域全体で支える仕組みが必要である、といったご意見がありました。

　そのほか、相談支援専門員の質については、意思決定支援、家族支援、スキル向上、業務多忙等の課題のご意見がありました。

　また、地域移行に関するご意見や、市町村調査結果概要に関するご意見については、記載のとおりですのでご参照ください。

　これらの前回のご意見を踏まえ、今回テーマ２、テーマ３について、論点を設定いたしました。

　資料１の３ページ、テーマ２「市町村の相談支援の機能を発揮するために」基幹相談、委託相談、指定特定の役割分担等を含むについて、ご説明します。

　論点「基幹相談支援センターも果たすべき役割について」、ご議論いただきますが、その背景といたしましては、最近の国の動向に記載しておりますとおり、令和４年１２月１６日公布されました障害者総合支援法（法第７７条の２関係）の改正により、　令和６（２０２４）年４月から、各市町村において基幹相談支援センターの設置が努力義務化され、基幹相談支援センターの役割、業務として、地域の相談支援の強化の取組と「地域づくり」が新たに追加され、明確化されました。

　具体的には、地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援、従事者支援、事業所支援、業務の検討・検証等。

　２つ目が、自立支援協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」の業務、計画相談支援事業所のバックアップ、多職種連携、地域住民との連携等、のように明確化されております。

　また、令和５（２０２３）年２月２７日、国の障害者部会資料、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の相談支援体制の充実・強化等については、成果目標案として、令和８（２０２６）年度末までに、各市町村において、基幹相談支援センターを設置、また、複数市町村による共同設置も可能とするとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。

　また、基幹相談支援センターを設置するまでの間においても、各市町村において地域の相談支援体制の強化に努める。

　また、自立支援協議会においては、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な自立支援協議会の体制を確保することが、新規で設定されています。

　活動指標（案）については、基幹相談支援センターの設置と、自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善が新設され、また、基幹相談支援センターによる相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言件数と、基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数については、「基幹相談支援センターによる」の文言が追加されています。

　法改正により、基幹相談支援センターの役割が追加・明文化されたことに伴い、その具体的な運営方法等について、市町村や基幹相談支援センターがイメージしやすいよう本大阪府においても整理する必要があると考えております。

　法改正の趣旨を踏まえ、論点「基幹相談支援センターの果たすべき役割」については、１つ目が、「地域事情に応じた市町村、基幹相談、委託相談、指定特定相談の各役割について」です。

　２つ目が、「各基幹相談支援センターが役割分担した上で、連携してネットワークを構築していくためには」です。

　３つ目が、「自立支援協議会を通じた「地域づくり」を進めていくためには」です。

　４つ目は、「相談支援体制の充実　強化に向けた大阪府の役割について（基幹相談支援センターの設置促進、機能強化）」。この４つの論点から、ご議論いただきたいと存じます。

　なお、参考といたしまして、参考資料１ページから６ページまで、令和４年度障がい者相談支援事業の実施状況等の調査結果から、概要を抜粋して記載しております。

　また、法改正後の、基幹相談支援センターに求められる役割やイメージ、基幹相談支援センターが行う「地域づくり」の例等について、参考資料２の１０ページから１３ページの、令和４年度相談支援従事者指導者養成研修会資料を添付しておりますので、ご参照いただければと思います。

○部会長

　では、　ただいま、事務局より説明があったテーマ２の論点について、皆さんと議論できればと思います。

　大阪府から説明がありましたように、障害者総合支援法の改正の中で会議体の位置付けや市町村の中において相談支援事業所のバックアップ、基幹相談支援センターの位置付けが明確化されている状況があります。

　そのような状況を踏まえて、大阪府下で市町村がどのような基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、指定特定相談支援事業者といった中で、役割分担をしていけばよいか。ということを、ある一定の形を、夏頃までに、大阪府の自立支援協議会に提出しないといけないということがありますので、まずは、皆さんの各市町村の中で、どのような取り組みになっているのかをご説明いただければと思います。

○委員

　門真市におきましては、拠点が１つ、基幹相談支援センターがあり、委託相談支援事業所が２カ所ございます。拠点と基幹相談支援センターは同一の企業体というかグループになっており、委託相談支援事業所が２つあるうち、１つは拠点と同じグループですので、一定、連携は取れております。

　実際に、相談がある場合ですが、例えば、市民の方や外部の事業者から、直接、市に相談がある場合や、基幹相談支援センターや委託相談支援事業所に相談が来る場合もあるのですが、基本的には、市と基幹相談支援センターで、困難ケースや問題ケースについて、取り扱いを決めて、例えば、その事案については委託相談支援事業所のみで対応する場合、基幹相談支援センターと委託相談支援事業所でやる場合など、計画相談支援でやる場合などとすみ分けをし、各委託相談支援事業所なり計画相談支援におろして処理をしていく、という流れになっております。

　そのような流れになっておりまして、例えば、市、基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、計画相談支援、例えば、どれがメインになってやるといったことについては、今、フロー図をつくっているところです。

　例えば、「このようなケースであれば基幹相談支援センターが主になって委託相談支援事業所が協力する」、そのようなものをつくっているような流れになっております。

○部会長

　門真市は、拠点と基幹相談支援センターが同じ、委託相談支援事業所の１カ所も同じであるということですが、そこの母体は、どのようなところになりますか。社会福祉法人なのか、あるいは社会福祉協議会なのか。

○委員　社会福祉法人です。

○委員

　東大阪市は、基幹相談支援センターが１カ所と委託相談支援事業所が７カ所、指定特定相談支援事業者が６８カ所、６０後半あるような状況で、三層構造となっています。

　セルフプランの率がおよそ５５パーセントで、そのセルフプランの人のフォローを、委託相談支援事業所がしないといけない感じもあり、形的には三層になっていますが、本来の役割が果たせていないような状況になっているのかと思っております。

　基幹相談支援センターも委託相談支援事業所のような動きをする必要があり、ときには計画相談支援も持たないといけないこともあり、大きな課題をはらんでいるかと思っております。

　重層的支援体制整備事業も、今年度から動き出しており、東大阪市では重層ＣＳＷ（コミュニティソーシャルワーカー）というものを、東大阪市内で３人の新しいＣＳＷの枠ができまして、その方々と、地域支援課に１人、行政の担当もできましたので、そちらで動いているような状況になっております。

○部会長

　東大阪市も、社会福祉法人が基幹相談支援センターの委託相談支援事業所を受けて、という形でやっているのですね。

　委託相談支援事業所の７カ所は、地域割ということですね。

　セルフプランの５５パーセントを委託相談支援事業所がフォローしているというのは、大体何ケースくらいという、数字も把握されているのですか。

○委員

　委託相談支援事業所が、実際何人のセルフプランを、ということまでは出していないのですが、サービスを受けている人が６５００人位いますので、そのうちの５５パーセントなので、およそ３０００人強がセルフプランになっているということなので、地域にそれがどれぐらいいるのか。

　大きな社会福祉法人が多い地域ですので、昔から安定して、その法人を使っていますという方は、相談支援がついていなくても、その事業所がバックアップしてくれているような現状も、あるような状況です。

障がい児については、児しか受けていない計画相談支援事業所も、書類上は看板を２つとも上げているのですが、実際は、障がい児しか受けていませんというような相談支援事業所も何箇所かあり、大人と子どもが同時に相談に来ると、やはり、子どもを先にしないとサービスが入れられないので。

　ただ、児童に相談がいるという重要さも、地域的にはとても浸透しているということはあるので、優先的に、皆さんもとってくださっているような感じです。

○部会長

障がい児の相談は、１人の相談員がケースとしては、かなり持っているということですか。

○委員

　持ってらっしゃる方もいらっしゃいます。

　後は、放課後等デイサービスなどの法人が相談支援事業所を立ち上げて、その法人に通う子どもだけをみる、ということも、やはりあるので、そこが課題と思っています。

○部会長

　放課後等デイサービスで、かなり相談支援事業所が増えたという印象はあります。やはり、抱え込みという課題がでてくると思います。

○委員

　今は、１８歳以降の受け皿として、Ｂ型事業所も併設するような動きも出てきています。

○委員

　和泉市は、基幹相談支援センターが１カ所で、委託相談支援事業所が３カ所です。もともとは４カ所あったのですが、１カ所、基幹相談支援センターが市社会福祉協議会なのですが、そこが基幹相談支援センターと委託相談支援事業所をやっていて、基幹相談支援センター自体が、人材不足で、委託は基幹と合体しているような状態です。

　指定特定相談支援事業者は２８カ所あります。

　主任相談支援専門員は２名、１名は私ですが、もう１名は行政の職員で、児童は、こども未来室の職員が主任相談支援専門員をやっています。

　委託相談支援事業所の３箇所は、地域割です。

○部会長

門真市は、主任相談支援専門員は３人です。基幹相談支援センターと２カ所の委託相談支援事業所に配置されています。

○委員

　東大阪市は基幹相談支援センターに主任相談支援専門員が４人いて、１人は委託相談支援事業所所属なのですが、大阪府の相談支援アドバイザーをしていらっしゃる方が主任相談支援専門員を持っていらっしゃるので合計５人です。

○委員

　地域の実情に応じたとか、重層的支援体とか、いろいろなことが言われていますが、実際、そこにおける、地域診断や地域のアセスメントが、きちんとできているかというと、おそらくそうではなく、社会開発につながっていかないというところが、あるかと思います。

　まさにソーシャルワークの技術の部分であるかと思うのですが、寄せられてくるニーズを、地域の問題としてどのように捉えて、その地域の課題を支援につなげていくのかという枠組みが、文字では「やれ、やれ」と言っているのですが、では実際に、その支援技術が、現場のワーカーさんまでに、どこまで人材養成の中につながっているのか、というところになってくると、今後の大きな課題かなと思います。

　やはり市町村が、このようなことに対してのバックアップ体制をとっていかないといけないと思います。

　例えば、精神障がいの方が「買い物に行きたい」というニーズがあったのですが、市町村は、例えば「通販でいいじゃない」となってしまい、現場からすると、買い物が目的ではなく、買い物に「出かける」ということを言いたいのですが、結局、市町村が、予算立ての中で「こういうことでいい」となってしまうと、そこから次に進んでいかないということもあるかと思うので、そうした連携、ネットワークのあり方ということも、もう少し広義でしっかりと考える必要があります。

　私たちはネットワークというと、福祉的な機関とのネットワークだけですが、今回示しているのは、かなり地域の実情に応じたネットワークということになっていると思うのです。

　やはり今後、人材養成を含めて、支援の技術を持っていかないと、ただ単に「やって、やって」という中で、実際の、障がいを持っている方々のニーズと、マッチしないような支援が展開されていく危険が出てくるなと思っているところです。

○部会長

　１つは、地域課題を吸い上げて支援を展開していく、そういった地域づくりというのが、ソーシャルワークとしてしっかりできているのか、といったところと、市町村のバックアップというところ。また、それぞれを合わせたネットワークが、どのように機能しているのか、ということをお話しいただいたのですが。

　３市の方、門真市の所などで、地域課題の吸い上げに関して、例えば困難事例やアウトリーチなどは、基幹相談支援センターがよくやっているのか、それとも委託相談支援事業所がよくやっているのか。指定特定相談支援事業者でやってもらって吸いあがってくるのか。

○委員

　主に基幹相談支援センターがやっております。自立支援協議会の下部組織である専門部会があったりするので、そこで吸い上げたりしております。

○部会長

　自立支援協議会は、基幹相談支援センターが１カ所兼任しているということですが、委託相談支援事業所のもう１カ所も、同じような割合で参加しているのですか。

○委員

　同じです。事務局としても入ってもらっています。

○部会長

　特に、市町村のバックアップの部分での課題などは、市町村との連携について、何かありますか。

○委員

　困難事例等については、市も入って議論しますので、連携は取れていると思います。

　東大阪市は、ここ数年、自立支援協議会改革など、とても頑張っておりまして、相談支援自体が４５パーセントくらいなので、障がい福祉サービスを受けている４５パーセントの方については、相談支援ネットワークというものがありますので、そこで１年間かけて、「これを自立支援協議会に上げよう」というような、課題を吸い上げるような活動をしており、今年度は、上がってきた課題に関して専門会議を立ち上げて、というような状況で、自立支援協議会が動いております。

　昨年までは部会制だったので、部会の中で、課題を探してくるような動きもあったのですが、その部会のメンバーが変わらない中で、探してくる課題というのは、本当に地域課題なのか、部会メンバーの興味なのか、ということがずっとあり、本年度に関しましては、その部会を、一旦、全部を廃止し、地域から上がってきた課題を、「きちんと専門会議を立ち上げる」という形を始めたばかりです。今は、自立支援協議会の事務局会議で、課題の優先順位を付けてやっているような状況です。

　地域課題とすると、やはり、相談支援専門員のグループからは課題が上がってくるという道筋ができていたのですが、相談支援がついていない残りの５５パーセントの課題は、やはり、事業所から上げていただかないといけないので、事業所連絡会が、その辺がまだ弱いところを、今後どのように拾っていくのか、行政も、もっと自立支援協議会をうまく使ってくれたらということが、センターでも話になります。

　福祉計画の見直しのときなどには、アンケートの予算などが、行政にも付いたりするので、そのときは、大規模なアンケートをされるのですが、自立支援協議会などを使ったら、地域実態を把握するというところは、民間の事業所も協力して動くことができるし、Googleホームなどを使うと、リアルな数値等が出てきたりするので、行政が気になっている地域実態ということを、「投げてくれたら地域はもっと動くのに」ということは、最近よく話題としては上がってきているような状況です。

　まだまだ試行錯誤中ではあるのですが、本年度は専門家会議を立ち上げてという取り組みは、まだ１年目なので評価するには早いかと思うのですが、スタートとしてはとても良いのではないかと思っております。

○委員

　私は指定特定相談支援事業者ですが、基幹相談支援センターは新人職員が多いので、主任相談支援専門員として、基幹相談支援センターを応援する形で、バックアップにずっと入らせていただいています。

　和泉市は、泉州の中でも３層構造をつくったのは、早く、企画して、企画会議をやって、部会を運営して、反省会をして、きちんとやっているのですが、上手く機能しきれていないです。

　その１つの理由が、基幹相談支援センターのスタッフが減り、基幹相談支援センターと委託相談支援事業所の地域課題抽出会議を毎月やっていたのが、できなくなったからです。

　３層構造は、きちんとコミュニケーションが取れているかどうかという環境つくりというのが本当に必要だと改めて思いました。

　また、和泉市の場合で変わったことをやっているのは、課題抽出です。事業所の連絡会から課題抽出するというのは少し弱いという話でしたが、和泉市は逆に、事業所に課題抽出を出して、事業所から課題を持っている人たちを任意で集めたのです。

　そのワーキングチームをつくって、要は、今後、ICTなどを活用した支援、質の向上をしていこうという流れで、テーマは「ICT活用ワーキング」なのですが、日頃、日常的な支援、地域生活支援を行っている中で、結局１５ほどの事業者が集まって、契約の問題や、例えば地域移行の問題であるとか、それこそ、いろいろな問題を、それぞれの立場で話されて、その課題を解決するために、そこからまた２つのワーキングチームをつくってやっています。

　１つは、個別支援の質の向上が、必要となって、「個別支援の質の向上ワーキング」で、サービス管理責任者研修、新しいサービス管理責任者研修などを、もう一度地域レベルでやろうとなって、事業所の希望があれば事業所まで行って、みんなで、現場のスタッフも含めて「ＯＪＴ（On the Job Training）をしましょう」ということをやっています。

　あとは「地域連携ネットワーク会議」ということで、地域の社会資源をもっと見える化をしようということを考えて、やっています。

　相談支援部会は来年度課題抽出の形ができますが、地域の課題抽出は、和泉市の現状としては、事業所レベルから課題を上げて、それをワーキングとして、実際に進めている状況です。

○部会長

　やはり、事業所レベルであるとか、指定特定相談支援事業所から課題抽出できる、という体制が非常に重要です。

　その中で課題が出てきて、それに合わせて問題解決していくという、検討の中でネットワークがつくられていくということです。

　部会がどうしても固まってしまうという話がありましたが、柔軟にネットワークを、それこそ、いろいろな問題に対してつくれるような地域実態があるといい、ということです。

　今聞いていると、主任相談支援専門員が指定特定相談支援事業者にいるというのは、基幹相談支援センターや委託相談支援事業所、そのような拠点の連携を促すというような役割もあるということですね。

○委員

基幹相談支援センターに主任相談支援専門員を配置する形はいいと思います。そこで、人材育成や地域をつくっていくために、主任相談支援専門員がソーシャルアクションをつくっていく、中心になっていく。

○部会長

　主任相談支援専門員の役割のようなところはいかがでしょうか。各市の中において、見えてきているのか。やはり、それぞれが所属していた基幹相談支援センターの立場なのか、委託相談支援事業所の立場なのか、そのようなところが大きいのか。

○委員

計画相談支援のアドバイザーは、基幹相談支援センターがやっていただいています。

　その方が主任相談支援専門員です。

　ただ具体的に、実際に、主任相談支援専門員にどのような役割をやっていただくかについては、明確には決まっていないです。

○委員

　今は、主任相談支援専門員は基幹相談支援センターの職員ですので、主任相談支援専門員の動き自体が、基幹相談支援センターが普段やっていることとほぼ等しいところがとてもあるので、わかりやすいかと思うのですが。

　委託相談支援事業所に行っていただいている方も、自立支援協議会への関与がやはり大きいので、主任相談支援専門員の力量を発揮していただいているかと思うのですが、正直、これからどうするかは、市役所とも詰めていなくて、主任相談支援専門員になられると、ぜひ自立支援協議会には積極的に参加してもらいたい、ということは、漠然と思っているだけで、地域の中でどのように活動してもらうか、まだにつめられていない感じです。

○部会長

　自立支援協議会を通じた地域づくりにおいて、何か課題という部分はありますか。

　先ほどの地域支援のところでは、それぞれで担っている部分が少し違うということがあったのですが、自立支援協議会としては、そのようなところはいかがですか。

　門真市では、そのような地域づくりについて、何か自立支援協議会で取り組んでいること、先ほどは相談支援部会で、いろいろな課題が出てくるということがありましたが、当事者の課題解決に向けて自立支援協議会でやっていくということが出てくることはあるのですか。

○委員

　各部会からいろいろな意見は上がってくるのですが、メンバーが固定しているので、マンネリ化しているのかなという課題は感じております。各部会も、少し部会の温度差ということもあるので、なかなか難しい部分もあるのかな、ということです。

○委員

　今、相談支援のインターバルを、基幹相談支援センターで８割から９割受けております。

　東大阪市はとても人数が多いので、今回の現任研修が１回分だけでも２０名くらいの方がいらっしゃるので、基幹相談支援センターも、受ける側も勉強になりますし、ピアスーパービジョンのような感じなのと、あとは、グループスーパービジョンのような位置づけで、基幹相談支援センター主催の事例検討会を年に８回ほど、この２、３年はやっています。

　あとは、普段の基幹相談支援センターの仕事自体が、相談支援のバックアップということが結構な割合を占めているので。スーパーバイズしていますというと、現場の人たちは「一緒に考えているだけです」といつも言っている状況です。

○委員

　地域づくりを進めていくことでいうと、もともと進んでなかったところに、一歩進もう、進めようという思いがある人が来てくれたらぐっと進んできた、ということもあるかと思います。

　これが継続出来るようにと、自立支援協議会の委員は皆さん考えています。

　いろいろな課題について、では次にこのようにしていこうと話し合うことはあるのですが、ひとつに、私が自立支援協議会に入ったのが平成１９（２００７）年頃で、「地域づくり」と、言われるのですが、実感をどうするか。

　当然、自立支援協議会の全体会議や部会に参加していると、その中で「やった感」があったり、その中では見える化するので、年々と公開制にしていくとか、市民に伝えていくということで、イベントをしたりホームページに上げるとか、もっと市民事にしていくという動きはあるのですが、地域をつくっていく実感をどこに捉えるのかということ。

　３年に１回の、市全体のアンケートを見て、３年前のアンケート結果と比べるのですが、それが数値的にどうなったかなどを見ると、人口は減っているけれど世帯数は増えているという現状は変わらないわけです。

　家族の構成メンバーが減ってきているので、孤立化がどんどん生まれてくるというのは、どこの市でも見えてきているが、その中でどうやって地域をつくっていくのかをいつも思います。ゴールといいますか、マイルストーンをどこに置いていくのか。

　河内長野市なのですが、「子ども部会（河内長野市障がい者地域自立支援協議会）」に、僕は平成２６（２０１４）年から入らせてもらっていて、大阪府の中でも一番高齢化率が高くて、２０５０年問題、高齢者と障がい者が人口の半分になると言われていますが、河内長野市は２０２５年に、もう迎えるのです。

　その中で、子どもは減っているし、高齢者の人口割合もそのようになってきている中で、子ども部会で「何を実感として捉えればいいのか」ということで、子どもや子育てをしている家族がニコニコする数値をどのように評価するか、次の第３期の計画にどのように入れるかを、今やっているところです。

　それを部会のメンバーなどが、意識をすれば、数字が上がれば、私たちの頑張りが数字に反映すると、実体のある計画をつくっていくことと、地域移行とは少し違うのですが、自立支援協議会の中で、評価指針を持つべきではないか、と思います。

３年に１回全戸調査、アンケートをしているのです。令和３（２０２１）年は、医療ケア児の家族の新報が出て河内長野市は人口が１０万人で、医療ケア児が１８人です。

　９月に交付されることは、６月にはわかっていたので、みんなでコロナ禍でも行って、直接ヒアリングをして、「離職防止と書いてありますが、知っていますか。」、「働きたいですか。」と聞くと、やはり働きたい人が７割いたわけです。

　そして、この意見を聞いてどうするのか。子ども部会で検討するなどの形で、リアルな形で、自立支援協議会や法律などを市民に伝えて、市民の声を私たちが届けに行くなど、部会メンバーが地域の人たちとどのようにつながっているかを実感できる仕組みということを、自立支援協議会に入れ込まないと、単に会議をして終わる、ここに来ている人たちの顔の見える連携をして終わる、という形にならない仕組みを考えていかないといけないと思います。

　河内長野市でも、３年ごとのアンケートをとっている中で、今回は、前のアンケートと比べて、「相談できる場所が増えた」など、アンケート結果が来ていれば、それも成果だと、そこを前回のアンケートと、ある程度イコールなアンケートにして評価をしています。そこで、令和３年の改正のときに出したのが、将来に夢が持てるまちをつくろう、どんな障がいのある子どもが生まれても将来に夢が持てるまちをつくろう、ということを標語に入れたのです。

　市民の意見から生まれたように、何かの形で、みんなの声が計画にも反映していますよ、という形でつながりをつくっていく。自立支援協議会というのはそのようなイメージなのかなと、市民と、「そのことが地域につながっていますよ」と、何かの仕掛けをつくっていくようなことが必要と思いました。

○部会長

　今、計画をつくる時期なので、実際に自立支援協議会を活用しながらということはとても重要なポイントです。

　計画の内容は、サービスの目標値だけになっていて、「地域づくりの目標」というのは言葉でしかないので、その中で、数値化できるものというものを明確にしていく作業というのは、非常に、今後の計画、行政と自立支援協議会の連携の中でやれたらいいなと思いました。

　また、実際にヒアリングができるということも、大人数でない市では可能だと思うので、そのような取り組みを、どんどん出していく必要性があります。

　今後この論点のテーマ２については、それぞれの市町村の３層の形、場合によっては、委託相談支援事業所がない大阪市や堺市のような市もありますし、委託相談支援事業所が障がい分野割になっている市もありますので、それぞれの特徴のようなことを整理する作業、ということも、また皆さんのご意見を出していただいて、できたらと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

　では、テーマ３について、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○事務局

　テーマ３「これからの人材育成と確保のために」について、ご説明します。

　今回の法改正において、基幹相談支援センターに、地域の相談支援従事者に対する指導・助言、人材育成の役割が追加されたことや、基幹相談支援センターが中核的役割を担う機関として、地域づくりや人材育成を行っていくためには、主任相談支援専門員等の地域の中核的な人材の配置が期待されることを踏まえ、論点「相談支援専門員の人材育成と確保について、」です。

　①主任相談支援専門員及び相談支援専門員の計画的な配置について。

　②基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の役割について。

　③適切な相談支援を行うための相談支援専門員のスキルアップについて。

　④相談支援事業所等の協働について。

　これらについて、地域における人材育成の役割と、また、広域的な観点からの大阪府の役割等について、ご議論いただきたいと思います。

　下の表については、大阪府における相談支援従事者初任者研修及び現任研修の修了状況を記載しております。

　この中で、令和３年度の、初任者研修については、募集定員が４３２人で、修了者が３９１人でした。

　この３９１人について、申し込み時に、市町村への情報提供の了承を得て調査を行った３７１人のうち、令和４年度末の配置予定を含む従事者数は、２２７人、従事率は６１．２パーセントという状況になっています。

　また、主任相談支援専門員養成研修修了状況については、令和元（２０１９）年度から令和４年度までの修了者数は１６６人で、そのうち、基幹相談支援センターに配置されていたのは、６４人、３９パーセントとなっています。なお、この配置所属は、研修修了時点のものになります。

　また、参考といたしまして、参考資料の７ページから９ページまで、令和４年度障がい者相談支援事業の実施状況等の調査結果から、相談支援専門員の人材養成と質の向上、主任相談支援専門員に関する項目の抜粋、大阪府相談支援従事者研修の実施状況を記載しておりますので、ご参照ください。

　テーマ３についての説明は、以上です。ご議論の程、よろしくお願いいたします。

○部会長

　論点として４点、主任相談支援専門員の配置、また、相談支援員の計画的な配置、基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の役割について、３つ目が、適切な相談支援を行うための相談支援専門員のスキルアップについて、４つ目が、相談支援事業所等の協働について、人材育成と数について出されています。

○委員

　研修が、募集定員に対して修了者数が、今年度は半分くらいなのですが、何か理由などはあったのですか。

○事務局

　令和４年度は、まだ修了者が確定しておりませんので、定員で言いましたら、大体４８０人ぐらいとなります。

　初任者研修については、講義の後の演習の間に約１か月のインターバルが２回、演習が５日間ございますが、１日、２日目の後に１カ月、３日目と４日目までに１カ月と、結構、期間も長くしておりますが、やはり新型コロナ感染症の関係で受けられなかったというご意見が多くありました。

○部会長

　１つ目の、相談支援専門員の計画的な配置について、各市において、検討されていると思うのですが、例えば、市の推薦枠を使って初任者研修を受けるという活用については、大体、どこの市もされているのですか。

○事務局

　正確な数値は無いのですが、市町村から推薦枠を設けているのですが、市町村によって、全部の市町村が推薦してくるわけではないので、やはり、地域から要請があるとか、相談支援員を導入したいということで、市町村に希望が出る市については、受けていただいているような状況です。

令和３年度の市町村からの推薦で言いますと、４３市町村のうち、３０市町村から推薦いただいている状況です。残りの１３市町村からは、令和３年度については、推薦が上がってきていない状況です。

○部会長

　かなり活用はされているということですね。

　主任相談支援専門員が１６６人という状況になっているということですね。主任相談支援専門員が全くいない地域というのはありましたか。

○事務局

　７市町村です。

○部会長

　基幹相談支援センターがない市町村もありますので、その辺で配置が進んでいない所があるのかもしれないです。

　今、多くの市においては、基幹相談支援センターにまずは配置など、委託相談支援事業所に配置という形で進んでいることが多いと思うのです。今後は、指定特定相談支援事業者にも配置していこうという考え方を持っている所もあるかと思いますが、各市町村の中で、主任相談支援専門員の配置について、どのように考えられているかについて、先ほどは実態についてお聞きしましたが、今後の方向性についてありましたら、教えてもらいたいと思います。

○委員

　基幹相談支援センターと委託相談支援事業所に主任相談支援専門員を置いているのですが、もともと主任相談支援専門員の役割は３つぐらいありまして、市町村自立支援協議会での地域の相談支援体制を協議する場合の参画など、大阪府支援従事者初任研修の実習生の受け入れなどを掲げられていると思うのですが、そのようなことができる事業所はあまりないので、なかなか難しいのかなとは考えております。

○委員

　当初考えていたのは、基幹相談支援センターが取ったら、次に委託相談支援事業所に取ってもらおうとは言っていたのですが、現任研修が終わって丸３年勤めている、経験がある所は、それほど、誰しもかれしも受け入れないというような。委託相談支援事業所の方々に聞いてみると、「これ以上何か被ってくるのは勘弁」という声もあって、何か考えないといけないところで止まっている状況です。

　今年までは、とりあえず、基幹相談支援センターの職員に取らせようということで取ってきて、実はうちも、これ以上になるとを出せる人がいないなということもあるので、少し、来年の課題かと思っています。

○委員

　和泉市では、主任相談支援専門員を取れる資格のある人たちが、今のところ３名おられるのです。その方に市から、「主任相談支援専門員を取ってもらえませんか」という形で、全員に丁重にお断りをされている状況です。

　役割が嫌なのか、また、その主任相談支援専門員になれる方は皆さん、現場でがんばっておられる、たくさんのケースを抱えている方で、一人職場です。そして指定特定相談支援事業所なので、まず無理だと。これだけケースを抱えていて、主任の役割までというのは。

　人材育成や人材確保の話をすると今、主任相談支援専門員を育成するというより、現場の指定特定相談支援事業所さんの負担をどのように軽減するか、バックアップをどうするか、いろいろなところから手をつけていかないといけないということが、和泉市の場合は見えております。

○部会長

　１人相談支援事業所で長くやっておられる方に、「主任相談支援専門員も」というと、かなり厳しい状況はあります。

　そこでいうと、この４番の、相談支援事業所の協働についても、よく考えていく必要性があるのかと思いますが。今の人材育成の状況について、いかがでしょうか。

○委員

　初任者研修については、また漏れましたというのはよく聞くのですが、なかなか受けたくても受けられないというのは。現任は、少しハードルが高くなったので、と思うのですが。

　実際に就職につなげたいといっても、なかなか就職につながっていかない卒業生もたくさん見ていまして、なぜなのだろうと思うのですが。募集が出ていても、この仕事が、どのようなことをしているのかが、まだイメージできない人たちが多いのだろうなと思います。

　障がい者支援に従事していながらも、この資格を取って、そのような所で働こうという人たちも少なく、まだまだ、主任相談支援専門員の認知が、現場も含めて少ないと思いました。

　大阪府にしては、主任相談支援専門員が順調に増えてきているようには思っているので、やはりこれから、主任相談支援専門員が何をする、これから大阪府で、どのようなことを担っていくのだろうか、ということ、このような話し合いの中で示していくと、さらに増えていくのかと思います。

　あとは、バックアップ、スキルアップの体制をどのようにしていくか。特に、１人でやっておられる方は、いつも本当に孤独で、本当にどうしていいのかわからない、という方が多いかと思うので、そのような研修体制の強化も必要だとは思います。

　あとは、この数年、大阪府は遠隔と対面が交互になって、この間、今回の研修を受けられた方のアンケートが来たのです。基本的に、演習は対面でやっていると思うのですが、遠隔に対する評価は非常に高かった。というのが、好きなときに、仕事の両立をしながら講義を受けることができたとか、自分のペースで何度も見ることができた、といったことがありました。

　ただ、やっている側からしますと、「本当にちゃんと伝わっているかな」というところがあるので、このコロナが落ち着いてきた中での、研修のあり方も含めて、考えていかないといけないかと思います。

　実際に対面でやると、いろいろなレベルがあって、会場の中では、寝ている人を起こす係をつくるなど、いろいろな研修の苦労などもあるのですが。

　奈良県で、全面遠隔での主任相談支援専門員の研修をやったのですが、リアルタイムのほうが出席しやすいというような意見もあったりしたので、この研修のあり方自体も、研修のレベルの部分と受けやすさ、一方で、回数を増やす方法として、コロナ等を踏まえて考えないといけないかと思います。

○部会長

　あとは、主任相談支援専門員の役割の明確化ということでは、少しずつ整備が進んでいきそうなところもありますので、その辺の実態も、大阪府で集約していって、役割というものを出せると良いのかと思います。

　４番目の相談支援事業所の協働について、この辺が進んでいる市はありますか。ネットワークということは、当然、いろいろな形でやっていると思います。

　かなり整備をしないと難しいとは思います。２つが協働したときの役割や、お金の部分など、いろいろなことがありますので。

　ただ、良い事例が出てきて、広がるといいとは思いますが、大阪府でも、取り組み実態は聞いていないですか。

　拠点という枠が取れたらやりやすいかもしれないですね。通常で協働すると、体制加算が付くというのであればいいと思うのですが、そのようにはなっていないので難しい。

　協働というところで、１人の方を複数の事業所で支えている事例は、当然あるだろうと思います。

　スキルアップについて、各市町村で、先ほども取り組んでいる例がいくつか出ましたが、このような研修、ということがあれば、出していただきたいと思うのですが、いかがですか。

○委員

　今回、ある団体が、いろいろな基礎的な、例えば支援計画をどうやって書きましょうかとか、それを学んだけれど、フォローアップ研修を一所懸命に考えてくれている。そのようなところのニーズが高いように思います。

　もう一つは、特に初任研修ですが、アセスメントという言葉を知らないという中で、いきなり研修を受けられていても、ほとんど理解できないと思います。

　兵庫県などでは、基礎研修を受けるための、またその基礎の研修をやったり、フォローアップ研修などを独自でやったり、社会福祉協議会等と連携をしていく中で、さらに意味づけていくような研修体制というものは、これから強化していかないといけないと思いました。

○部会長

　初任研修の後のフォローアップということは、非常に重要ですね。

　実際にケースを抱え出した中でのフォローアップができるといいなと思います。

　ある自立支援協議会の中では、加算の取り方の研修を検討するか、少し進んだ部分でしたので、そこも市だけではなく、広げていけばいいのかと思います。

　スキルアップの部分も、何かしらの取り組みを、市の中でもそうですし、大阪府としても、このような取り組みがあれば、またご提案いただければと思います。

　　では、議題２、その他「令和５年度障がい者相談支援事業の実施状況等の調査の項目について」説明をお願いします。

○事務局

　議題２、その他「令和５年度障がい者相談支援事業の実施状況等の調査の項目について」です。

　こちらのお示ししている資料は、令和４年度障がい者相談支援事業の実施状況等の調査項目になっております。こちらは例年、厚生労働省が実施している調査です。

　１ページから５ページは厚生労働省の調査項目で、６ページ以降については、大阪府の独自調査の項目で、色の付いている部分が、大阪府で独自に追加した調査項目となります。

　毎年、この調査項目については、大阪府でも検討しているところですが、先ほど議論いただきました中でも、この辺りの「充実」の項目など、内容の調査項目については検討したいと考えておりますので、令和５年度の調査の実施について、今回いただいた議論のほかに、特に追加すべき項目や見直しが必要な項目等がありましたら、この場で、ご意見をいただきたいと思います。

　調査の依頼が５月の末ごろになりますので、５月の中旬ぐらいまでにご意見をいただければありがたいと思います。

○部会長

　では、内容を見ていただいて、この部分を入れてほしいとか。かなり項目数が多くなっているので、場合によっては、削除しても良いのではないかということも見てもらえたら。

　大阪府の部分で、削ってもいい、くっつけてもいい部分があれば、ご意見をいただきたいと思います。

　では、本日の議題については、すべて終了しました。　事務局に返します。

○事務局

　それでは、これをもちまして「令和４年度第２回大阪府障がい者自立支援協議会親会議ケアマネジメント推進部会」を閉会いたします。本日は長時間にわたり、誠にありがとうございました。

（終了）